

札介保（指）第 18520 号
令和 3 年（2021 年）3 月 9 日

各介護サービス事業者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

生活相談員の資格要件に係る取扱いについて（通知）

平素より本市の介護保険行政の推進に特段のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、介護保険サービスの質の確保等の観点から、平成 27 年（2015 年）3 月 13 日付札介保（指）第 18081 号により、各サービスにおける生活相談員の資格要件や経過措置に係る取扱いについて通知したところですが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響など、昨今の社会情勢を鑑み、下記のとおり、一部の取扱いを変更することといたしますので、引き続き適正な人員配置にご協力願います。

記

1 生活相談員の資格要件（変更なし）

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又は介護支援専門員若しくは介護福祉士の資格を有する者。なお、これらの資格がない者については、業務経験の有無を問わず一切認められない。

2 対象サービス（変更なし）

生活相談員の配置が必要な以下の介護保険サービス

通所介護^{※1}、短期入所生活介護^{※2}、認知症対応型通所介護^{※2}、介護老人福祉施設^{※3}

※1 地域密着型サービス、総合事業を含む ※2 介護予防を含む ※3 地域密着型サービスを含む

3 実施時期（変更なし）

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降の新規指定の事業所から適用する。

※ 平成 29 年（2017 年）3 月 31 日までに存在する事業所については、経過措置あり。

4 経過措置（延長）

令和4年（2022年）3月31日までに資格要件を満たす者を配置すること。

※ ただし、経過措置の延長にとらわれることなく、早急に適正な人員配置を実施すること。なお、経過措置の再延長は行わないので留意すること。

【問い合わせ先】

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（011-211-2972）